

秋田県公報

秋田県告示第二百四十八号

平成十七年三月二十二日から、大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町及び同郡太田町を廃し、その区域をもつて大仙市を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による仙北郡及び大仙市の人口は、次のとおりである。

平成十七年三月二十二日

ページ

- | | |
|--|----|
| ○地方自治法施行令による人口の告示(二四六〇~二五〇・市町村合併支援室) | 1 |
| ○字の名称の変更(二五一〇~二五四〇・市町村課) | 2 |
| ○町及び字の名称の変更(二五五〇~二五四〇・市町村課) | 26 |

目 次

告 示

告 示

- | | |
|--|----|
| ○地方自治法施行令による人口の告示(二四六〇~二五〇・市町村合併支援室) | 1 |
| ○字の名称の変更(二五一〇~二五四〇・市町村課) | 2 |
| ○町及び字の名称の変更(二五五〇~二五四〇・市町村課) | 26 |

秋田県告示第一百四十六号

平成十七年三月二十二日から、本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町及び同郡大内町を廃し、その区域をもつて由利本荘市を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による由利郡及び由利本荘市の人口は、次のとおりである。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

由利郡 三〇、三四七人
由利本荘市 九一、八四三人

秋田県告示第一百四十七号

平成十七年三月二十二日から、南秋田郡昭和町、同郡飯田川町及び同郡天王町を廃し、その区域をもつて潟上市を設置する処分並びに男鹿市及び同郡若美町を廃し、その区域をもつて男鹿市を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による南秋田郡、潟上市及び男鹿市の人口は、次のとおりである。

秋田県告示第二百四十九号

平成十七年三月二十二日から、北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町及び同郡合川町を廃し、その区域をもつて北秋田市を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による北秋田郡及び北秋田市の人口は、次のとおりである。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

北秋田郡 二三、三六四人
北秋田市 四二、〇五〇人

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五十号

平成十七年三月二十二日から、湯沢市、雄勝郡稻川町、同郡雄勝町及び同郡皆瀬村を廃し、その区域をもつて湯沢市を設置する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による雄勝郡及び湯沢市の人口は、次のとおりである。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

雄勝郡 二二、八七五人

秋田県知事 寺田典城

平成十七年三月二十二日

南秋田郡 二九、三四四人
潟上市 三五、七一一人
男鹿市 三八、一三〇人